

概ね 8 か月

農用地区域からの除外とは

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設、駐車場、資材置き場等）への転用は、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法によって厳しく制限されています。

しかし社会的、経済的な事情などやむを得ず農業以外の用途へ利用する必要がある場合は、農用地区域を定めている市の農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外することができます。このような整備計画の変更が、いわゆる農振除外と言われるものです。

農用地区域からの除外ができる場合

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、農振除外により、他の土地の農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、法律によって、農振除外ができる場合が限定されます。

それは、次の要件をすべて満たしている場合に限られます。

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑥土地改良事業等を完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること

農振除外の手続きに係る期間について

農振除外の手続き完了は、申出の締切りから概ね8か月後となります。ただし、申出件数や申出内容等により手続きが完了する時期が前後する可能性があります。

注意点

申出に係る事業の施工に関して、他法令（開発行為、宅地造成規制法、建築確認等）の許可を必要とする場合は、農地転用申請以前あるいは並行して他法令の申請や相談が必要です。